第五条の五の次に次の一条を加える。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

**第五条の五の二**　法第十条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の承認地域経済牽引事業計画（同項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。）に定められた施設又は設備を構成する所得税法施行令第六条各号に掲げる資産の取得価額（同令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が二千万円以上のものとする。

2　法第十条の四第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の四第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

第五条の六第二項中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削り、同条第四項中「第十条の四第三項」を「第十条の四の二第三項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　法第十条の五第二項第一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、第一項に規定する書類を確定申告書に添付することにより証明がされた場合とする。

第五条の六第十四項中「第十条の五第四項第六号」を「第十条の五第四項第七号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「に規定する個人」を「の規定の適用を受ける個人」に、「同条第四項第十一号」を「同条第四項第十一号」に改め、同項イ中「第十条の五第四項第八号」を「第十条の五第四項第九号」に、「同項第九号」を「同項第十号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「法第十条の五第六項」を「第五項の規定は、法第十条の五第六項」に、「は、第一項に規定する書類を確定申告書に添付することにより証明がされた場合とする」を「について準用する」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第十条の五第四項第十一号」を「第十条の五第四項第十二号」に、「個人が同号に規定する認定地方活力向上地域に移転して整備した」を「同号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人の当該計画の認定に係る」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十条の五第四項第六号」を「第十条の五第四項第七号」に、「個人が同号に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて同号の地方活力向上地域において整備した」を「同項第一号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同号に規定する計画の認定（以下この項及び次項において「計画の認定」という。）を受けた個人の当該計画の認定に係る」に改め、「（同号に規定する特定業務施設をいう。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十条の五第四項第五号に規定する政令」を「第十条の五第四項第六号に規定する政令」に、「同項第五号の」を「同項第六号の」に、「同項第一号に規定する適用年（以下この項及び第十二項において「適用年」という。）の同条第四項第四号」を「適用年の同項第四号」に改め、同項第一号中「第十条の五第四項第五号」を「第十条の五第四項第六号」に、「同項第五号イ」を「同項第六号イ」に改め、「（同項第二号に規定する雇用者をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第十条の四第三項」を「第十条の四の二第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　法第十条の五第二項第一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、個人が受けた同号に規定する認定に係る特定業務施設（同条第四項第五号に規定する特定業務施設をいう。以下この条において同じ。）において適用年（法第十条の五第四項第一号に規定する適用年をいう。以下この条において同じ。）に新たに雇用された法第十条の五第二項第一号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同条第四項第二号に規定する雇用者をいう。以下この条において同じ。）で当該適用年の十二月三十一日において当該特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該雇用者の数とする。

7　法第十条の五第二項第二号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、個人が受けた同号に規定する認定に係る特定業務施設において適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該特定業務施設に勤務するものの総数（当該総数が当該個人の当該適用年の同条第四項第七号に規定する地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の同項第四号に規定する基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数）を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数）について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

第五条の六の二第四項中「額が」を「額及び法第十条の三第三項の規定による控除をすべき金額が」に、「の額を」を「の額及び同項の規定による控除をすべき金額を」に改め、同条第五項中「及び法第十条の五の二第三項」を「並びに法第十条の三第三項及び第四項、第十条の五の二第三項並びに第十条の五の三第三項」に、「同項」を「これら」に、「同条第四項」を「法第十条の五の二第四項」に改める。

第五条の六の三第一項中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の四第一項」に改め、同条第二項中「第十条の五の三第一項に」を「第十条の五の四第一項に」に改め、同項第一号中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の四第一項」に、「第十条の五の三第二項第三号」を「第十条の五の四第二項第三号」に改め、同号ロ中「同項」を「同項第一号」に改め、同項第二号中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の四第一項」に、「同条第二項に」を「同条第二項第一号に」に改め、同条第三項中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の四第一項」に、「（同条第四項第六号」を「（同条第四項第五号」に、「の同条第四項第六号」を「の同条第四項第七号」に改め、同条第四項中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の四第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第十条の五の三第二項第一号」を「第十条の五の四第二項第一号」に改め、同条第七項中「第十条の五の三第一項の」を「第十条の五の四第一項の」に改め、同項第一号中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の四第一項」に、「第十条の五の三第二項第四号ロ」を「第十条の五の四第二項第四号ロ」に改め、同項第二号中「第十条の五の三第二項第四号ロ」を「第十条の五の四第二項第四号ロ」に改め、同条第九項中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の四第一項」に改め、同項第二号中「第十条の五の三第二項第四号ロ」を「第十条の五の四第二項第四号ロ」に改め、同条第十項中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の四第一項」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第十条の五の三第二項第七号」を「第十条の五の四第二項第八号」に改め、同条第十四項及び第十五項中「第十条の五の三第二項第八号」を「第十条の五の四第二項第九号」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　法第十条の五の四第一項の個人の適用年に係る同条第二項第九号に規定する比較平均給与等支給額が零である場合には、同条第一項第二号ロに定める要件を満たさないものとして、同項の規定を適用する。

第五条の六の三を第五条の六の四とする。

第五条の六の二の次に次の一条を加える。

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

**第五条の六の三**　法第十条の五の三第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、第五条の五第一項に規定するソフトウエアとする。

2　法第十条の五の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百六十万円以上のものとし、工具、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとし、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のものとする。